

西部地区新調理場整備・運営事業

実施方針

令和 6 年 9 月 18 日

春日井市

愛知県春日井市（以下「市」という。）は、民間の資金、経営能力及び技術能力の活用により、財政資金の効率的かつ効果的活用を図るため、「西部地区新調理場整備・運営事業」（以下「本事業」という。）を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「P F I 法」という。）に基づく事業として実施する方針としている。

本実施方針は、P F I 法に基づく特定事業の選定及び当該特定事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）の選定を行うにあたって、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」、「P F I 事業実施プロセスに関するガイドライン」等に則り、本事業の実施に関する方針として定めたものである。

— 目 次 —

第 1 特定事業の選定に関する事項	1
1 事業内容に関する事項	1
2 特定事業の選定及び公表に関する事項	4
第 2 事業者の募集及び選定に関する事項	5
1 事業者選定に関する基本的事項	5
2 事業者の募集及び選定の手順	5
3 応募者の備えるべき参加資格要件	7
4 審査及び選定に関する事項	12
第 3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	13
1 責任分担に関する基本的な考え方	13
2 予想されるリスクと責任分担	13
3 市による事業の実施状況の監視（モニタリング）	13
第 4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	17
1 立地条件	17
2 施設要件	17
第 5 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	18
第 6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	18
1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	18
2 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	18
3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	18
4 金融機関と市の協議（直接協定）	18
5 その他	18
第 7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	19
第 8 その他特定事業の実施に関し必要な事項	19
1 議会の議決	19
2 情報公開及び情報提供	19
3 本事業への応募に伴う費用負担	19
4 実施方針等に関する問合せ先	19

様式 1 実施方針等に関する直接対話の参加申込書

様式 2 実施方針等に関する質問書

様式 3 実施方針等に関する意見書

第1 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名

西部地区新調理場整備・運営事業

(2) 公共施設の管理者の名称

春日井市長 石黒 直樹

(3) 事業の目的

現在、市内調理場は、前並調理場、稲口調理場、東部第1調理場及び東部第2調理場の4か所が稼働しており、市立小中学校52校に完全給食を提供している。

調理場整備基本計画（平成22年度策定）では、当時稼働していた4か所の調理場を順次建替えることとしており、藤山台調理場を東部第1調理場（平成26年9月開設）に、白山調理場は東部第2調理場（令和5年4月開設）にそれぞれ建替えた。

しかし、調理場整備基本計画策定時の見込みより児童生徒数の減少が進んだことから、公共施設個別施設計画（令和2年3月策定）においては、前並調理場及び稲口調理場を統合した新調理場として西部地区新調理場（外構、附帯施設を含め、以下「本件施設」という。）を整備することとし、PFI等導入可能性調査（令和5年度）において、その整備手法はPFI法に基づくものとし、本件施設の設計、建設、維持管理及び運営の一部の業務を長期に、かつ一体的に民間事業者委ねることとした。

以上により本事業では、学校給食衛生管理基準や食物アレルギー等に対応した、より安全・安心でおいしい給食を提供できる調理場を新設することを目的とする。加えて、時代に合わせた食文化の継承や、自然災害後の速やかな給食提供の再開等が可能な施設とし、長期的な観点での給食の質の確保と整備運営コストの縮減をめざす。

また、西部地区新調理場の開設後に実施する稲口調理場の解体についても、本事業に含めるものとする。

(4) 事業の手法

本事業は、PFI法に基づき、事業者が本件施設の整備等を行い、その事業期間内において本件施設の維持管理及び運営を行うものである。

(5) 事業の内容

ア 事業方式

PFI法に基づき、市と事業契約を締結し、事業者自らが本件施設を設計・建設し、施設の所有権を市に移管した後、本件施設の維持管理及び運営等を行うBTO（Build Transfer Operate）方式とする。

イ 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和25年8月末までとする。

ウ 業務範囲

事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。

(7) 施設整備業務

a 事前調査業務

- b 設計業務（基本設計・実施設計）
- c 工事監理業務
- d 建設業務
- e 建設に伴う各種許認可申請等の手続業務
- f 解体工事業務（稲口調理場）
- g 厨房機器調達業務
- h 調理備品調達業務
- i 食器・食缶等調達業務
- j 事務備品調達業務
- k 配送車調達業務
- l 近隣対応・周辺対策業務
- m 中間検査・しゅん工検査及び引渡し業務
- n その他これらを実施する上で必要な関連業務

(イ) 開業準備業務

- a 各種設備・備品等の試運転
- b 従業員等の研修
- c 調理・配送リハーサル
- d 施設説明資料（パンフレット等）の作成
- e 内覧会、完成式典及び試食会等の開催支援
- f その他これらを実施する上で必要な関連業務

(ウ) 維持管理業務

- a 建築物保守管理業務
- b 建築設備保守管理業務
- c 外構等保守管理業務
- d 厨房機器等保守管理業務
- e 什器備品保守管理業務
- f 清掃業務
- g 光熱水使用量等管理業務
- h 警備業務
- i 長期修繕計画作成業務
- j その他これらを実施する上で必要な関連業務

(エ) 運営業務

- a 食材検収補助業務
- b 調理業務（アレルギー等対応食を含む）
- c 配送・回収業務
- d 洗浄等処理業務
- e 廃棄物処理業務
- f 運営備品保守管理業務（調理備品の修繕・補充・更新業務、食器・食缶等の修繕・補充・更新業務を含む）
- g 配送車両維持管理業務
- h 衛生管理業務（従事者の健康管理を含む）
- i 管轄校内での配膳業務

- j 食育・喫食促進支援業務
- k 広報支援業務（場内撮影（管轄校放送用）等のデジタル食育対応支援を含む）
- l その他これらを実施する上で必要な関連業務

（参考）

運営に関して市が実施する主な業務は次のとおり。

- ・食材料調達業務
- ・食材料検収業務
- ・献立作成業務
- ・検食
- ・栄養管理業務
- ・給食費の徴収管理
- ・食数調整
- ・広報業務（デジタル食育対応を含む）
- ・大規模修繕業務（事業期間終了後）
- ・食に対する指導業務
- ・衛生管理監督業務

エ 事業者の収入

本事業における事業者の収入は以下のとおりであり、市が事業者からサービスを購入する形態の事業である。

- (7) 市は、事業者が実施する施設整備業務への対価の一部として、あらかじめ定める額を施設整備一時支払金として事業者に支払う。施設整備一時支払金の財源は、交付金、地方債等を想定しているが、対象となる費用や金額等の詳細については、募集要項等で提示する。
- (4) 市は、事業者が実施する施設整備業務への対価について、(7)に規定する施設整備一時支払金を控除した額を、割賦料として維持管理・運営期間にわたり元利均等方式により事業者を支払う。
- (5) 市は、事業者が実施する本件施設の維持管理及び運営の対価を、維持管理・運営期間にわたって事業者を支払う。なお、物価変動に基づき、見直しを行う。
- (1) 維持管理及び運営の対価は、固定料金と変動料金で構成するものとする。固定料金には、本件施設の保守管理、清掃、警備及び車両調達並びに提供食数に関係なく生じる人件費等に係る費用が含まれ、変動料金には、提供食数に応じて変動する調理人件費等に係る費用が含まれることを想定しているが、詳細については募集要項等で提示する。
- (2) 開業準備に係る対価については、開業準備業務の終了後に一括で事業者へ支払う。

(6) 事業の実施スケジュール（予定）

ア 優先交渉権者の決定	令和7年9月
イ 事業契約の仮契約締結	令和7年11月
ウ 事業契約の締結	令和7年12月
エ 本件施設の設計・建設	事業契約締結日～令和10年6月（約2年6か月）
オ 本件施設の引渡し	令和10年6月
カ 稲口調理場解体の引渡し	令和11年3月

キ 開業準備	令和 10 年 7 月～令和 10 年 8 月（約 2 か月）
ク 維持管理・運営	令和 10 年 9 月～令和 25 年 8 月末（15 年）

(7) 法令等の遵守

本事業を実施するにあたっては、関係法令等を遵守すること。

2 特定事業の選定及び公表に関する事項

特定事業とは、公共施設等の整備等に関する事業であって、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるものをいう（PFI 法第 2 条第 2 項）。

(1) 選定方法

市は、実施方針及び要求水準書（案）（以下「実施方針等」という。）の公表及び実施方針等に関する質問回答・意見等の手続を経て、市自らが本事業を実施する場合と比較して、事業者が実施することにより、効率的かつ効果的に実施されると認められる場合に、本事業を特定事業として選定する。

選定基準は次のとおりである。

- ア 本件施設の施設整備業務、維持管理業務及び運営業務において、従来方式と比較して同一の水準にある場合においては、事業期間全体を通じた市の財政負担の縮減が期待できること。
- イ 市の財政負担が従来方式と比較して同一の水準にある場合においては、本件施設の施設整備業務、維持管理業務及び運営業務の水準の向上が期待できること。

(2) 選定の手順

具体的には、以下の手順により客観的評価を行う。

- ア 市の財政負担見込額による定量的評価
- イ PFI 事業として実施することの定性的評価
- ウ ア及びイによる総合的評価

(3) 選定結果の公表

特定事業の選定を行ったときは、その判断の結果を評価の内容と合わせ、事業者の選定その他公共施設等の整備等への影響に配慮しつつ、春日井市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）等で速やかに公表する。

また、評価の結果、特定事業の選定を行わないことにしたときも同様に公表する。

(4) 提案上限価格の公表

提案上限価格については、募集要項で公表する予定である。

第2 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者選定に関する基本的事項

(1) 選定の方法

市は、事業者の募集及び選定に当たっては、競争性や透明性を確保し、公募型プロポーザル方式により行う。

(2) 審査の方法

審査は、参加資格審査と提案審査の二段階で実施する。

ア 参加資格審査

市は、本事業に応募する者（以下「応募者」という。）に対し、参加表明書及び参加資格審査申請書類の提出を求める。

イ 提案審査

市は、参加資格審査の通過者に対し、提案内容を記載した提案書類の提出を求める。

(3) 選定委員会の設置と評価

市は、事業者の選定を公平かつ適正に実施するため、学識経験者等で構成される「西部地区新調理場整備運営事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置する。選定委員会は、事業者提案の評価及び審査を行う。

2 事業者の募集及び選定の手順

(1) 事業者の募集・選定スケジュール（予定）

本事業における事業者の募集・選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

令和6年9月18日（水）	実施方針等の公表
令和6年9月30日（月） ～10月4日（金）	実施方針等に関する直接対話の実施
令和6年10月8日（火）	実施方針等に関する質問・意見の受付締切り
令和6年10月23日（水）	実施方針等に関する質問・意見に対する回答
令和6年12月	現地見学会（前並調理場及び稲口調理場）の実施
令和7年3月	特定事業の選定・公表
令和7年3月	事業者の公募及び募集要項等の公表
令和7年3月	募集要項等に関する説明会
令和7年3月	募集要項等に関する質問の受付締切り
令和7年4月	募集要項等に関する質問に対する回答
令和7年5月	参加表明書、参加資格審査申請書類の受付締切り
令和7年6月	参加資格審査結果の通知
令和7年7月	提案書類の受付
令和7年9月	優先交渉権者の決定及び公表
令和7年10月	基本協定の締結
令和7年11月	事業契約の仮契約締結
令和7年12月	事業契約の締結

(2) 応募手続等

ア 実施方針等に関する直接対話

実施方針等について、市と応募者の意思疎通を十分に確保するとともに、事業者の意見を聴取し、必要に応じて要求水準書に反映することを目的として、市と応募者の直接対話を実施する。

(7) 受付期限

令和6年9月25日（水）17時まで

(4) 受付方法

直接対話の参加を申し込む者は、市が指定する直接対話参加申込書（様式1）に記入し、電子メールにより送信し、電話により市への受信を確認すること。

イ 実施方針等に関する質問・意見の受付

(7) 受付期限

令和6年10月8日（火）17時まで

(4) 受付方法

実施方針等に関する質問又は意見がある者は、その内容を簡潔にまとめ、市が指定する質問書（様式2）、意見書（様式3）にそれぞれ記入し、電子メールにより送信し、電話により市への受信を確認すること。

ウ 実施方針等に関する質問・意見の回答

直接対話及び実施方針等に関する質問・意見に対する回答は、令和6年10月23日（水）に市ホームページにおいて公表する。ただし、市が非公開とすることを認めた場合は個別回答とする。

エ 現地見学会の実施

前並調理場及び稲口調理場の現地見学会の実施を令和6年12月に予定している。詳細は10月頃を目途に改めて市ホームページにて公表する。

オ 特定事業の選定・公表

実施方針等に関する意見を踏まえ、PFI事業として実施することが適切であると認める場合、本事業を特定事業として選定し公表する。

カ 事業者の公募及び募集要項等の公表

特定事業の選定を踏まえ、募集要項、要求水準書、審査基準、様式集、基本協定書（案）及び事業契約書（案）（以下総括して「募集要項等」という。）を公表する。募集要項等の公表以降の予定は、随時、市ホームページにおいて公表する。

キ 募集要項等に関する説明会

募集要項等に関する説明会を必要に応じて開催する。

ク 募集要項等に関する質問の受付

募集要項等の内容等に関する質問を受け付ける。

ケ 募集要項等に関する質問に対する回答

募集要項等の内容等に関する質問に対する回答を、市ホームページにおいて公表する。

コ 参加表明書、参加資格審査申請書類の受付

応募者は、参加表明書及び参加資格審査申請書類を市に提出し、参加資格の審査を受けること。

サ 参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果を応募者に通知する。

シ 参加資格がないと認めた理由の説明要求及び説明要求に係る回答

参加資格がないとされた者は、市が参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。市は、説明要求があった場合、これに対する回答を行う。

ス 提案書類の受付

本事業に関する事業計画等の提案内容を記載した提案書類を受け付ける。提案に必要な書類及び提出場所は、募集要項において提示する。

セ 優先交渉権者の決定・公表、基本協定の締結及び事業契約の締結

市は、提出された提案書類について総合的に評価を行い、選定委員会の審査結果を経て、優先交渉権者を決定する。優先交渉権者は、市と基本協定を締結した後、仮契約締結までに本事業を実施する会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社として特別目的会社（以下「SPC」という。）を春日井市内に設立し、市と仮契約を締結する。市は、事業契約に関して市議会の議決を経た後、SPCと事業契約を締結する。

3 応募者の備えるべき参加資格要件

(1) 応募者の構成等

応募者の構成等は次のとおりとする。

- ア** 応募者は、本事業の施設整備業務のうち設計を担当する企業（以下「設計企業」という。）、建設を担当する企業（以下「建設企業」という。）、工事監理を担当する企業（以下「工事監理企業」という。）、本事業の維持管理業務を担当する企業（以下「維持管理企業」という。）及び本事業の運営業務を担当する企業（以下「運営企業」という。）を含む複数の企業のグループ（以下「応募グループ」という。）により構成されるものとし、応募グループの代表企業を定める。
- イ** 上記アの業務以外に、厨房機器調達業務、資金調達・事業マネジメント等を行う企業（以下「その他企業」という。）を、必要に応じて応募グループに含めることができる。また、運営業務のうち、配送・回収業務、廃棄物処理業務を行う企業をその他企業に含めることができる。
- ウ** 同一の企業が複数の業務を実施することができるが、工事監理企業と建設企業を同一の者又は相互に資本面若しくは人事面で関係のある者が兼ねることはできない。（「資本面で関係のある者」とは、当該企業の発行済み株式総数の 100 分の 50 以上の株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 以上の出資をしている者をいい、「人事面で関係のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。）
- エ** 応募グループの構成員は、以下の定義により分類される。
- 代表企業：SPCから直接業務の受託・請負をし、かつSPCに出資する企業のうち、応募グループの構成員を代表し入札手続を行う企業
- 構成企業：SPCから直接業務の受託・請負をし、かつSPCに出資する企業
- 協力企業：SPCから直接業務の受託・請負をし、かつSPCには出資しない企業
- オ** 応募グループの構成員は、他の応募グループの構成員になることはできない。また、応募グループの構成員のいずれかと資本面若しくは人事面で関係のある者が、他の応募グループの構成員となることはできない。ただし、配送・回収業務及び廃棄物処理業務を実施する協力企業として本事業に参画しようとする者は、複数の入札参加者の協力企業となることができる。また、市が事業者との事業契約を締結後、選定されなかった応募グループの構成員が、事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。

- カ 優先交渉権者は、仮契約締結までに春日井市内にＳＰＣを設立し、代表企業及び構成企業はＳＰＣに対して出資を行うこと。代表企業は出資者中最大の議決権をもつものとする。
- キ 代表企業及び構成企業以外の者がＳＰＣの出資者となることは可能であるが、全事業期間において、当該出資者による議決権保有割合は全体の 50%未満とする。また、すべての出資者は、事業契約が終了するまでＳＰＣの株式又は出資持分を保有し、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行ってはならない。
- ク 応募グループの構成員は、ＳＰＣから請け負った業務の一部について、第三者に委託、又は下請人を使用することができるが、その際は、当該委託又は請負にかかる契約を締結する前に市に通知すること。
- ケ 代表企業、構成企業及び協力企業には、可能な限り市内に本店を有する者を含むように努めること。また、下請等の契約、原材料及び什器備品等の購入等の契約は、可能な限り市内に本店を有する者との間で契約締結すること。なお、応募者が提出した提案書類の評価にあたっては、市内に本店を有する者の活用や市内雇用の創出等について評価することを予定している。
- ※ 本店：法の規定に基づく主たる営業所（一般的には「本社」・「本店」のことをいう。）
支店：法の規定に基づく主たる営業所以外の営業所（一般的には「支店」・「支社」・「営業所」のことをいう。）

(2) 応募者の参加資格要件

ア 共通の参加資格要件

応募グループの構成員は、次の参加資格要件をすべて満たすものとする。

- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に掲げる者でないこと。
- (イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続（以下「更生手続又は再生手続」という。）開始の申立てがなされている者等経営状態が著しく不健全である者でないこと。ただし、更生手続又は再生手続の開始決定を受けた者を除く。
- (ロ) 2年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと。ただし、更生手続又は再生手続の開始決定を受けた者を除く。
- (エ) 前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者でないこと。ただし、更生手続又は再生手続の開始決定を受けた者を除く。
- (オ) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。
- (カ) 参加資格審査書類の受付締切日から契約締結日までの間に、春日井市建設工事等請負業者指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けている者でないこと。
- (キ) 「春日井市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年3月19日付け春日井市長・愛知県春日井警察署長締結）に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (ク) 愛知県暴力団排除条例（平成22年愛知県条例第34号）第2条に違反する者でないこと。
- (ケ) 国税、地方税のいずれも滞納している者でないこと。
- (コ) 市が本事業に係るアドバイザリー業務を委託した株式会社長大（同協力事務所としてはぜのき法律事務所、魚崎建築設計）と資本関係又は人的関係のある者でないこと。
- (サ) 選定委員会の委員が所属する企業又はその企業と資本関係又は人的関係のある者でないこと。

- (シ) 令和 6・7 年度春日井市入札参加資格者名簿に登録があること。
- (ス) P F I 法第 9 条に示される欠格事由に該当しない者であること。

イ 業務別の参加資格要件

応募グループの構成員のうち、設計、建設、工事監理、維持管理及び運営の各業務に当たる者は、上記アの要件に加えてそれぞれ次の資格要件を満たすこと。

なお、建設業務と工事監理業務は、同一の企業又は資本面若しくは人事面において関係のある者が実施してはならない。

(7) 設計企業

設計業務に当たる者は、次の a から e のすべてすべての要件を満たしていること。

ただし、設計業務に当たる者が複数である場合は、そのうち 1 者は、次の a から e のすべての要件を満たし、他の者は a の要件を満たすこと。

- a 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けていること。
- b 国（公社、公団及び独立行政法人を含む）又は地方公共団体が発注した延べ面積 4,000 m²以上で、平成 26 年度以降に完了した公共施設の実施設設計の実績を有していること。
- c H A C C P 対応施設に対する相当の実績等を有していること。

なお、「H A C C P 対応施設に対する相当の実績等を有していること。」とは、H A C C P 認証取得施設、I S O 22000 認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等により、H A C C P と同等の自主衛生管理を行っていると認められた施設の実施設設計の実績、ドライシステムの学校給食施設の実施設設計の実績、ドライシステムの大量調理施設（民間施設も含む）の実施設設計の実績、H A C C P に関する書籍の出版等の実績、若しくは、H A C C P に関する審査員資格等を有しているものを配置すること等をいう。

※ 大量調理施設とは、大量調理施設衛生管理マニュアル（平成 9 年 3 月 24 日付け衛食第 85 号）が適用される同一メニューを 1 回 300 食以上又は 1 日 750 食以上を提供する調理施設をいう。

- d ドライシステムの学校給食施設（学校給食法施行令（昭和 29 年政令第 212 号）に定める共同調理場）における設計業務実績（実施設計）を有していること。当該業務は、平成 26 年度以降に竣工した 5,000 食／日以上提供能力を持つ当該施設の新築実績に限る。
- e 設計業務に従事する責任者として、次の (a) から (c) のすべての要件を満たす管理技術者を配置することができること。
 - (a) 建築士法第 2 条第 2 項に規定される一級建築士の資格を有する者
 - (b) 常勤の自社社員で 6 か月以上の雇用関係にある者
 - (c) 国（公社、公団及び独立行政法人を含む）又は地方公共団体が発注した延べ面積 4,000 m²以上で、平成 26 年度以降に完了した公共施設の実施設設計に管理技術者として従事した実績を有する者

(イ) 建設企業

市内に本店を有する者を 1 者以上含むこと。

建設業務に当たる者は、次の a から e のすべての要件を満たしていること。ただし、建設業務に当たる者が複数である場合には、そのうち 1 者は次の a から d の要件を満たし、市内に本店を有する者は次の d、e の要件を満たしていること。

- a 「建築一式工事」、「電気工事」、「管工事」のそれぞれ実施する建設工事の種類につき建設業法第3条第1項の規定による特定建設業の許可を受けていること。
- b 建設業法（昭和24年法律第100号）に従い適正な技術者を配置でき、契約時に技術者の資格及び会社との直接的かつ恒常的な雇用関係を示す書類を提出できること。
- c 平成26年度以降に、延べ面積4,000㎡以上の公共施設の施工を完了した実績を有していること。なお、共同企業体（JV）で施工した場合、JVの構成員数が3者の場合は20%以上出資した者、2者の場合は30%以上出資した者について実績とみなす。
- d 建設業法に基づく総合評定値（建築工事業）が愛知県内に本店・支店を有する者においては1,000点以上、市内に本店を有する者においては650点以上であること。
- e 参加資格審査書類の提出日において春日井市入札参加資格者名簿登載後3年を経過していること。

(ウ) 工事監理企業

工事監理業務に当たる者は、次のaからdのすべての要件を満たしていること。

ただし、工事監理業務に当たる者が複数である場合は、そのうち1者は、次のaからdのすべての要件を満たし、他の者はaの要件を満たすこと。

- a 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けていること。
- b 国（公社、公団及び独立行政法人を含む）又は地方公共団体が発注した延べ面積4,000㎡以上で、平成26年度以降に完了した公共施設の実施設計又は工事監理の実績を有していること。
- c HACCP対応施設に対する相当の実績等を有していること。

なお、「HACCP対応施設に対する相当の実績等を有していること。」とは、HACCP認証取得施設、ISO22000認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等により、HACCPと同等の自主衛生管理を行っていると認められた施設の実施設計又は工事監理の実績、ドライシステムの学校給食施設の実施設計又は工事監理の実績、ドライシステムの大量調理施設（民間施設も含む）の実施設計又は工事監理の実績、HACCPに関する書籍の出版等の実績、若しくは、HACCPに関する審査員資格等を有しているものを配置すること等をいう。

※ 大量調理施設とは、大量調理施設衛生管理マニュアル（平成9年3月24日付け衛食第85号）が適用される同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理施設をいう。

- d 工事監理業務に従事する責任者として、次の(a)から(c)のすべての要件を満たす管理技術者を配置することができること。
 - (a) 建築士法第2条第2項に規定される一級建築士の資格を有する者
 - (b) 常勤の自社社員で6か月以上の雇用関係にある者
 - (c) 国（公社、公団及び独立行政法人を含む）又は地方公共団体が発注した延べ面積4,000㎡以上で、平成26年度以降に完了した公共施設の実施設計又は工事監理の実績を有していること。

(イ) 維持管理企業

維持管理業務に当たる者は、次のaの要件を満たしていること。

ただし、維持管理業務に当たる者が複数である場合は、そのうち1者が満たしていること。
a 国（公社、公団及び独立行政法人を含む）又は地方公共団体が発注した延べ面積 4,000 m²以上で、平成 26 年度以降に完了した公共施設の全般的な維持管理業務の実績を有していること。

(オ) 運営企業

運営業務に当たる者は、次の a、b の要件を満たしていること。

ただし、運営業務に当たる者が複数である場合は、調理業務に当たる者のうち1者が次の a、b の要件を満たしていること。

a 平成 26 年度以降に、5,000 食／日規模のドライシステムの学校給食調理場又はドライシステムの大量調理施設（民間施設も含む）において、元請としての調理業務の実績を有していること。

b HACCP 対応施設に対する相当の実績等を有していること。

なお、「HACCP 対応施設に対する相当の実績等を有していること。」とは、HACCP 認証取得施設、ISO22000 認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等により、HACCP と同等の自主衛生管理を行っていると認められた施設の運営の実績、ドライシステムの学校給食施設の運営の実績、ドライシステムの大量調理施設（民間施設も含む）の運営の実績、HACCP に関する書籍の出版等の実績、若しくは、HACCP に関する審査員資格等を有しているものを配置すること等をいう。

※ 大量調理施設とは、大量調理施設衛生管理マニュアル（平成 9 年 3 月 24 日付け衛食第 85 号）が適用される同一メニューを 1 回 300 食以上又は 1 日 750 食以上を提供する調理施設をいう。

(3) 参加資格の確認及び失格要件

参加資格の確認基準日は、参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付締切日とする。ただし、参加資格の確認基準日から契約締結までの期間に、応募者又は参加グループの構成員が上記プロポーザル参加者の備えるべき参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には失格とする。ただし、市と協議の上、市が認めた場合に限り、代表企業以外の構成員については変更できるものとする。

(4) 提案書類の取扱い

ア 著作権

提案書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、市は、本事業の公表及びその他、市が必要と認める場合、優先交渉権者の提案書類の一部又は全部を無償で使用できるものとする。また、優先交渉権者以外の提案については、本事業の審査結果の公表以外には使用しない。

なお、提出を受けた書類は返却しない。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法、運営方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負うものとする。

4 審査及び選定に関する事項

(1) 選定委員会

提案書類の審査は、選定委員会が行う。

(2) 審査の手順及び方法

ア 参加資格審査

市は、参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について、参加資格要件の具備を確認し、参加資格審査結果を応募者に通知する。

イ 提案審査

あらかじめ設定した「審査基準」に従って、選定委員会において提案書類を総合的に評価し、最も優れた提案を行った応募者を優先交渉権者とする。なお、評価項目や評価方法は、「審査基準」に示す。

ウ 審査結果

市は、選定委員会による審査結果に基づき、優先交渉権者を決定し、その審査結果を応募者に対して通知するとともに、市ホームページ等で公表する。

第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 責任分担に関する基本的な考え方

本事業における責任分担の基本的な考え方は、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、低廉で質の高いサービスの提供をめざすものであるため、施設の整備及び維持管理・運営の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

2 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び市と事業者の責任分担は、原則として次頁のリスク分担表（案）に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、事業契約書（案）に示す。

3 市による事業の実施状況の監視（モニタリング）

市は、事業者が実施する施設の整備及び維持管理・運営について、定期的に監視を行う。また、具体的な監視の方法、内容等については、事業契約書（案）に定める。

なお、事業者の提供する施設の整備及び維持管理・運営に係るサービスが十分に達せられない場合には、市は事業者に対して是正勧告を行い、改善策の提出・実施を求めるとともに、必要に応じて、サービスに対する支払いの減額等を行うことができることとする。

表 リスク分担表（案）

段階	リスクの種類	整理 No	概要	負担者	
				市	事業者
共通	応募手続	1	募集要項等の誤り、応募手続の誤り	○	
	法令変更	2	本事業に直接関係する法令の新設・変更等	○	
		3	その他広く事業者一般に影響を与える法令の新設・変更等		○
	税制変更	4	事業者の利益に課される税制度の新設・変更等		○
		5	上記以外の税制度の新設・変更等	○	
	許認可取得遅延	6	市の帰責事由による許認可の取得遅延	○	
		7	上記以外の事由による許認可の取得遅延		○
	住民対応	8	本事業を行うこと自体に関する反対運動・訴訟等	○	
		9	事業者が行う業務、提案内容に関する訴訟・苦情等		○
	環境問題	10	事業者が行う業務、提案内容に起因する環境問題（騒音、振動、電波障害、有害物質の排出など）		○
	第三者への賠償	11	市の帰責事由により第三者に損害を与えた場合	○	
		12	事業者の帰責事由により第三者に損害を与えた場合		○
	事業内容の変更	13	市の政策変更により、事業の内容が変更される場合	○	
	金利変動	14	基準金利確定日までの金利変動のうち、基準金利の変動	○	
		15	基準金利確定日までの金利変動のうち、事業者提案のスプレッド分の変動		○
		16	基準金利確定日の翌日以降の金利変動		○
	物価変動	17	施設供用開始前のインフレ・デフレ（※）	○	△
		18	施設供用開始後のインフレ・デフレ（※）	○	△
	資金調達	19	本事業に必要な資金の確保に係る費用		○
	本事業の中止・延期	20	市の帰責事由により本事業を中止・延期した場合	○	
		21	事業者の帰責事由により本事業を中止・延期した場合		○
	構成員の能力不足等	22	事業者の構成員の能力不足等による事業悪化		○
	不可抗力	23	不可抗力による損害（※）	○	△
契約前	応募費用	24	本事業への応募に係る費用		○
	契約の未締結・遅延	25	事業者の帰責事由による契約締結遅延等		○
		26	議会の議決が得られない場合	△	△
		27	上記以外の事由による契約締結遅延等	○	
設計	測量・調査	28	市が実施した測量、調査に関するもの	○	
		29	事業者が実施した測量、調査に関するもの		○
	計画・設計・仕様変更	30	市の帰責事由により変更する場合	○	
		31	事業者の帰責事由により変更する場合		○
	調査費・設計費等の変動	32	市の帰責事由により調査費や設計費等が増大した場合	○	
		33	事業者の帰責事由により調査費や設計費等が増大した場合		○
	設計の完了遅延	34	市の帰責事由により遅延した場合の損害	○	
		35	事業者の帰責事由により遅延した場合の損害		○

段階	リスクの種類	整理 No	概要	負担者	
				市	事業者
建設	用地の確保	36	本件施設の建設予定地の確保に関するもの	○	
		37	本件施設の建設予定地以外の、本件施設建設に要する用地の確保に関するもの		○
	用地の瑕疵	38	市が公表した資料から予測可能なもの		○
		39	上記以外の土地の瑕疵	○	
	地質・地盤	40	市が公表した資料から予見不可能な地質・地盤状況により、工法、工期などに変更が生じた場合の追加費用	○	
	解体工事	41	解体する建築物に係る情報提供に関するもの	○	
		42	上記以外の解体工事に起因するリスク		○
	工事遅延	43	市の帰責事由によるもの	○	
		44	事業者の帰責事由によるもの		○
	工事費の変動	45	市の帰責事由によるもの	○	
		46	事業者の帰責事由によるもの		○
	要求性能未達	47	施設完成後、市の検査で要求性能に不適合の部分、施工不良部分が発見された場合		○
維持管理・運営	施設損害	48	工事材料、建設機械器具、引渡し前の工事目的物について生じた損害、その他工事の施工に関して生じた損害		○
		49	工事監理の不備により工事内容、工期などに不具合が発生した場合		○
	運営開始の遅延	50	市の帰責事由によるもの	○	
		51	事業者の帰責事由によるもの		○
	事業内容の変更	52	市の帰責事由による事業内容の変更（用途変更など）	○	
	支払遅延・不能	53	市の帰責事由によるサービス対価の支払の遅延・不能によるもの	○	
	要求水準未達	54	事業者の行う維持管理・運営業務の内容が事業契約書等に定める水準に達しない場合		○
	維持管理・運営費の増大	55	市の帰責事由によるもの	○	
		56	事業者の帰責事由によるもの		○
	施設等の損傷	57	市の帰責事由によるもの	○	
		58	経年劣化によるもの		○
		59	不可抗力を除く事故・災害による施設の損傷		○
	契約不適合責任	60	不適合担保期間内の不適合		○
		61	不適合担保期間終了後の不適合	○	
	需要変動	62	給食形態の変更等、市の事由によるもの	○	
		63	一定範囲を超える児童生徒数、教職員数の変動によるもの	○	
	異物混入・食中毒	64	検収時における食材の異常	○	
		65	検収日と給食提供日の時間差に起因する食材の異常	○	
		66	検収後の保存方法に起因する食材の異常		○
		67	調理過程における調理方法の不適による食材の異常		○
		68	調理・配送に起因する異物混入等		○

段階	リスクの種類	整理 No	概要	負担者	
				市	事業者
	食物アレルギー対応	69	食物アレルギーがある児童生徒の情報収集不備、アレルギー情報伝達のミス、校内での配食ミス、食材調達時の誤り	○	
		70	突発的な発症(事前に把握が困難なアレルギー等物質による)	○	
		71	事業者の帰責事由によるもの		○
	配送の遅延	72	交通混雑、悪天候による遅延のうち、通常想定できない要因によるもの	○	
		73	上記以外の交通混雑、悪天候によるもの		○
		74	調理の遅延によるもの		○
		75	事業者の交通事故による遅延		○
		76	食材の納入遅延による遅延	○	
	運搬費増大	77	管轄校の変更による運搬費の増大	○	
		78	交通事情の悪化による運搬費の増大		○
移管	性能確保	79	事業終了時における本件施設の性能確保に関するもの		○
	移管手続	80	事業の終了手続に係る諸費用に関するもの及び SPC の清算手続に伴うもの		○

○：主分担 △：従分担

※：一定範囲までは事業者負担、それ以上は市負担

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 立地条件

本件施設を整備する敷地の主な前提条件は、次のとおりである。

- (1) 建設予定地 春日井市四ツ家町字二ツ杵 127 番外
- (2) 用途地域 指定なし（市街化調整区域）
- (3) 建ぺい率 60%
- (4) 容積率 200%
- (5) 敷地面積 約 9,030 m²（農業用排水路を含む）

2 施設要件

(1) 供給能力

提供食数 1 日当たり 10,000 食

管轄校 小学校 10 校、中学校 5 校

(2) 施設概要

本件施設の諸室の構成、規模、設計要件等の詳細については、要求水準書（案）において提示する。

第5 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約中に規定する具体的措置に従う。

また、事業契約に関する紛争については、春日井市役所の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 事業者の提供するサービスが、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して、修復勧告を行い、一定期間内に修復策の提出や実施を求めることができる。事業者が当該期間内に修復をすることができなかつたときは、市は、サービスの対価の減額又は支払停止措置を取ることを、又は、事業契約を解約することができる。
- (2) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難であると合理的に考えられる場合、市は事業契約を解約することができる。
- (3) 前2号の規定により市が事業契約を解約した場合、事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

2 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解約することができるものとする。
- (2) 前号の規定により事業者が事業契約を解約した場合、市は、事業者に生じた損害を賠償するものとする。

3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、市及び事業者は、事業契約を解約することができるものとする。

4 金融機関と市の協議（直接協定）

事業が適正に遂行されるように、一定の重要事項について、必要に応じて、事業者に資金提供を行う金融機関と市で協議し、直接協定を締結する。

5 その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

P F I 法に規定する法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合には、市は、事業者が措置並びに支援を受けることができるように努める。

また、市は本事業においての交付金及び地方債等を充当することを想定しているため、事業者は、交付金又は起債申請等に必要な書類等の作成及び支援を行うこと。

第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

市は、債務負担行為等の設定に関する議案を令和7年3月市議会定例会に、事業契約の締結に関する議案を令和7年12月市議会定例会に上程する予定である。

2 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、市ホームページにて適宜公表する。

3 本事業への応募に伴う費用負担

本事業への応募に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

4 実施方針等に関する問合せ先

実施方針等に関する問合せ先は、次のとおりとする。

担当部署：春日井市 教育委員会事務局 学校給食課
所在地：愛知県春日井市鳥居松町5-44
電話：0568-85-6342
F A X：0568-85-0991
電子メールアドレス：kyusyoku@city.kasugai.lg.jp
ホームページアドレス：https://www.city.kasugai.lg.jp/

実施方針等に関する直接対話参加申込書

「西部地区新調理場整備・運営事業」に関する直接対話の参加を申し込みます。

提出者	会 社 名	
	所 在 地	
	部 署 名	
	担当者名	
	電 話	内線 ()
	E-mail	
参加者氏名(所属会社・所属部署)		

※ 複数の企業により参加する場合は、代表者が提出してください。

※ 参加者が複数いる場合は、適宜欄を追加して記載してください。(10名まで)

■希望日時

区分	日にち	時間帯
第1希望	●月●日 (●)	☐ ①午前 ☐ ②午後
第2希望	●月●日 (●)	☐ ①午前 ☐ ②午後
第3希望	●月●日 (●)	☐ ①午前 ☐ ②午後
第4希望	●月●日 (●)	☐ ①午前 ☐ ②午後

※御希望の日にちを入力し、時間帯にチェックを入れてください。

(第1希望から第4希望のすべてに記入ください)

※日にち : 9月30日(月)・10月1日(火)・10月2日(水)・10月3日(木)・10月4日(金)

※時 間 : ①午前10時～12時、②午後1時30分～5時

※決定後の日時等は9月26日(木)に通知します。御希望に添えない場合もありますので御了承ください。

■対話の内容

No.	項目	対話の内容
1		
2		
3		
...		

※ 行が不足する場合は追加してください。

※ 可能な範囲でご記入ください。詳細は当日のご提示でも構いません。

～ 直接対話開催日程 ～ <u>開催日：令和6年9月30日（月）～10月4日（金）</u> 会 場：春日井市役所9階教育委員会室

※ Microsoft 社製 Excel（Windows 版）のファイル形式で提出してください。

様式 2

令和 年 月 日

実施方針等に関する質問書

「西部地区新調理場整備・運営事業」に関する実施方針及び要求水準書（案）について、次のとおり質問がありますので提出します。

提出者	会 社 名	
	所 在 地	
	部 署 名	
	担当者名	
	電 話	内線（ ）
	E-mail	
提出質問数		

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容
1							
2							
...							
(例)	実施方針	1	第 1	1	(1)	事業名称	

※ Microsoft 社製 Excel（Windows 版）のファイル形式で提出してください。

様式 3

令和 年 月 日

実施方針等に関する意見書

「西部地区新調理場整備・運営事業」に関する実施方針及び要求水準書（案）について、次のとおり意見がありますので提出します。

提出者	会 社 名	
	所 在 地	
	部 署 名	
	担当者名	
	電 話	内線（ ）
	E-mail	
提出意見数		

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見の内容
1							
2							
...							
(例)	実施方針	1	第 1	1	(1)	事業名称	

※ Microsoft 社製 Excel（Windows 版）のファイル形式で提出してください。